

## 整備用地の候補地絞り込み条件について（案）

### 1. 基本的な考え方

整備用地の候補地選定にあたっては、環境面や経済面など様々な観点から、客観性・合理性・妥当性がある選定条件を採用する必要があります。

基本計画検討委員会では、整備用地の選定基準などの候補地を絞り込むための選定条件について検討いただきます。その選定条件を踏まえ、市が責任を持って、候補地の複数段階での選定を行い、最終的な整備用地の決定を行います。

以下に、整備用地の候補地選定にあたっての基本的な考え方を示します。

#### 【基本的な考え方】

- ① 市内全地域を対象に、**複数段階（ステップ）で条件を設定し、選定を行うこと**
- ② 建設予定地に適用される**法律・条例等の基準に適合すること**
- ③ 採用する選定条件には、**客観性**があること
  - 恣意的な要素が無い
  - 特定の利害関係者のための特別な条件での選定方法ではない
  - 立地規制に係る法律や自然的特性(地形、地質等)等の客観的な条件に基づいている 等
- ④ 採用する選定条件には、**合理性**があること
  - 収集運搬コストなど財政的に配慮されている
  - 整備に必要なインフラ整備状況・工事着手までの時間的要因
  - 接道や搬入・搬出のしやすさ 等
- ⑤ 採用する選定条件には、**妥当性**があること
  - 基本方針や必要敷地面積など求める施設像の条件を満たしていること 等
- ⑥ 周辺環境との調和に十分に配慮し、**環境保全対策（騒音・振動・悪臭等、ごみ収集車が往来する道路環境、等）に万全を期すこと**
- ⑦ **経済的に優れた場所（土地取得や造成、建設費用）を選定すること**
- ⑧ 当委員会では、候補地を絞り込むための**選定条件の検討まで**を行うこと
  - ⇒ 以上を踏まえ、**絞り込みと整備用地決定は行政で行うこと**

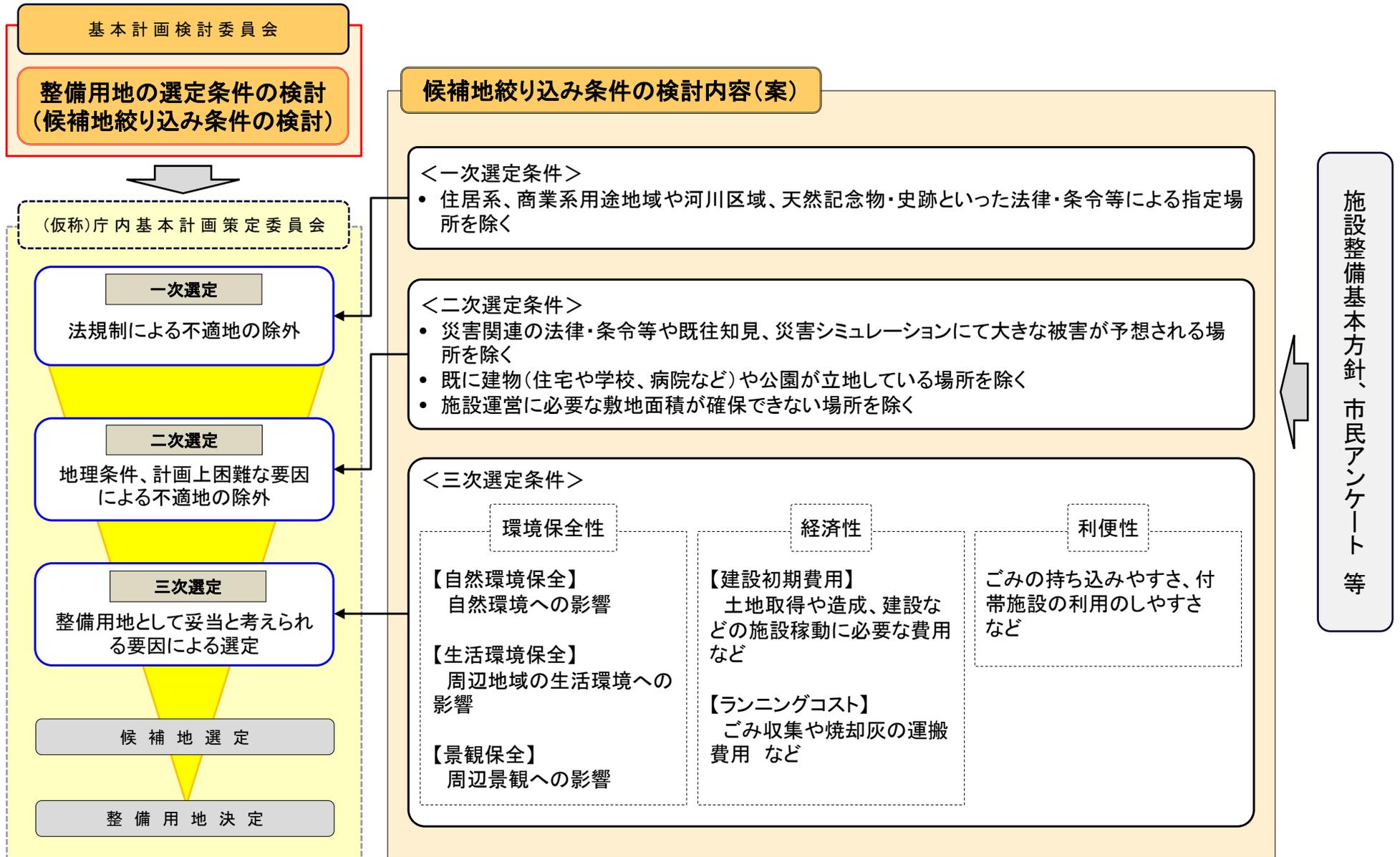
### 2. 複数段階（ステップ）の選定条件（案）

複数段階による選定には、他自治体での整備用地選定で採用されている事例の多い「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（社団法人全国都市清掃会議）にて示されている候補地選定方法があります（基本構想資料編を参照）。これを踏まえた候補地選定の流れと選定条件の事務局案を次ページに示します。

今回の審議では、①事務局案として整理した選定条件内容に不足がないか、②整備用地を選定する際に最も重要視すべき視点（三次選定条件の区分）についてご意見いただきたいと考えています。

また、候補地絞り込み条件の検討にあたっての参考情報として、市民アンケートで得られた整備用地に関するご意見の傾向についても示します。

< 候補地選定の流れ >



<一次選定条件内容（案）>

条件名称	根拠法・条例	内容
都市計画用途地域	都市計画法 建築基準法	0.1ha以上の開発行為は県知事の許可が必要。また、用途地域内では工業系用途への設置が望ましいとされている。（国交省都市計画運用指針）
河川区域、河川保全区域	河川法	一定行為について河川管理者の許可が必要。
史跡名勝天然記念物	文化財保護法	現状変更、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可が必要。
埋蔵文化財	文化財保護法	発掘する場合は国に届出が必要。 現状変更の場合は県教育委員会の許可が必要。
地区計画	都市計画法	開発行為が地区計画の内容に適合していなければ許可されない。
風致地区	都市計画法	一定行為について知事または市長の許可が必要。
生産緑地地区	生産緑地法	一定行為について市長の許可が必要。
景観計画特定地区、都市景観形成地域	宝塚市都市景観条例	一定規模以上の行為について届出が必要。
環境緑地保全地域、自然環境保全地域	環境の保全と創造に関する条例	施設の設置には届出が必要。
近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	市長への届出が必要。
国立公園・国定公園	自然公園法	一定行為について環境大臣または県知事の許可が必要。
自然公園地域、自然公園特別地域	県立自然公園条例	一定行為について県知事の許可が必要。
森林地域	森林法	保安林に指定されている区域は、開発行為は県知事の許可が必要。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	開発行為は県知事の許可が必要。
湿地 （「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地）	ラムサール条約	国指定鳥獣保護区 特別保護地区（鳥獣保護法）、生息地等保護区 管理区域（種の保存法）、国立公園・国定公園 特別地域（自然公園法）などのいずれかに指定されているため、それぞれに準拠した手続きが必要。
湿地（生息地等保護区）	種の保存法	環境大臣の許可または届出が必要。
湿地（特別保護地区）	鳥獣保護法	環境大臣または都道府県知事の許可が必要。

<二次選定条件内容（案）>

条件名称	根拠法・条例	内容
地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地	地すべり等防止法 急傾斜地法 砂防法	所管の県土整備事務所に申請し、許可又は協議が必要。
土砂災害防止区域	土砂災害防止法	土砂災害ハザードマップ、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
地震	地震防災対策特別措置法	液状化危険度予測結果（兵庫県）及び活断層の存在
水害	水防法	浸水想定区域の指定状況
津波	津波防災地域づくりに関する法律	津波浸水想定区域の指定状況
都市公園	都市公園法 都市計画法	公園管理者はみだりに都市公園の全部、一部を廃止できない。

<三次選定条件内容（案）>

条件の区分		内容
環境保全性	自然環境保全	施設建設によって生じる可能性のある自然環境の改変区域
	生活環境保全	ごみ収集、運搬に伴う周辺地域の生活環境（大気汚染、騒音、悪臭など）への影響可能性
		施設稼働に伴う周辺地域の生活環境（大気汚染、騒音、悪臭など）への影響可能性
景観保全	施設建設に伴う周辺景観への影響可能性	
経済性	建設初期費用	施設用地取得に必要な費用
		建設に当たっての土地造成に必要な費用
		施設の建設に必要な費用
		施設稼働に必要となるインフラ整備（上下水道、電気、アクセス道路など）に必要な費用
		災害時の安定稼働に必要となる対策費用（浸水対策やアクセス道路の落石対策など）
		発電エネルギーの売電に必要な設備の整備費用
	ランニングコスト	ごみ収集、運搬に必要な費用
	焼却灰運搬に必要な費用	
利便性		施設へのごみの持ち込みやすさ
		付帯施設の利用のしやすさ
		周辺地域でのエネルギー有効利用の可能性

＜候補地絞り込み条件の検討にあたっての参考情報＞

【市民アンケートでのご意見の傾向】

設問 2 新しいごみ処理施設に求めるもの

＜(1) 安定稼働が確保できること・安全であること以外に何を重視・期待するか＞

- 「循環型まちづくりへの寄与  
（ごみの資源化、エネルギーの有効利用等）」…………… 55.2% 【第1位】
- 「環境保全性（排ガス、臭気、騒音、振動、排水等）」…………… 51.8% 【第2位】
- 「経済性（施設建設コストの縮減、  
ごみ処理コストの縮減、売電収入等）」…………… 30.5% 【第3位】
- 「利便性（ごみの持ち込みがしやすい等）」…………… 28.6% 【第4位】

＜(2) 宝塚市の新しいごみ処理施設の「環境保全性」について、どのレベルであって欲しいか＞

- 「コストにも配慮しつつ、かつ近年の平均的な  
ごみ処理施設と同じくらいの環境保全性であるべきだ」…………… 68.5% 【第1位】
- 「コストを十分かけ、近年の平均的なごみ処理施設  
よりも優れた環境保全性であるべきだ」…………… 16.3% 【第2位】
- 「コストに関係なく、トップレベルの環境保全性であるべきだ」…………… 6.8% 【第3位】
- 「コストが重要であるので、  
法令で定められているレベルにすべきだ」…………… 4.7% 【第4位】

＜(3) 「エネルギー利用とリサイクル」のあり方について、どのようにお考えか＞

- 「資源を利用することは大切であるが、ごみを焼却して  
エネルギーを利用する方法も含めて判断すべきだ」…………… 40.1% 【第1位】
- 「資源として再利用することは大切なため、分別の手間や  
コストはある程度かけて、リサイクルを推進すべきだ」…………… 37.7% 【第2位】
- 「資源としての再利用は多くの手間や  
コストがかかるので、プラスチック類などの  
ごみ種別を見直して、エネルギー利用に方向転換すべきだ」…………… 11.8% 【第3位】
- 「資源として再利用できるのであれば、分別の手間や  
コストをいくらかけてでも、サイクルを最優先とすべきだ」…………… 6.3% 【第4位】

＜(4) 宝塚市の新しいごみ処理施設の付帯施設について、どのようにお考えか＞

- 「エネルギーの有効利用が行われる付帯施設に期待する」…………… 79.3% 【第1位】
- 「環境学習・理科学習の要となり、学べる施設に期待する」…………… 37.6% 【第2位】
- 「周辺の景観に調和した施設に期待する」…………… 30.1% 【第3位】
- 「子どもから大人まで幅広い年代の方々が気軽に集い、  
楽しく交流でき、遊びながら体験できる施設に期待する」…………… 20.7% 【第4位】

＜(5) どういう場所に出来ればよいと思うか＞

- 「ごみの収集を効率的に行うことができ、  
収集コストを小さくできる場所であること」…………… 47.6% 【第1位】
- 「災害時にごみ処理機能を継続するため、  
自然災害で被害が出にくい場所であること」…………… 38.3% 【第2位】
- 「建設に際して大規模な造成が必要ないなど、  
建設コストを小さくできる場所であること」…………… 28.6% 【第3位】
- 「建設工事で自然への影響が少ない場所であること」…………… 22.1% 【第4位】